

公益社団法人日本セラミックス協会
国際交流奨励賞規程

2018年11月29日改訂理事会承認

(総則)

第 1 条 本規程は、若手研究員の国際交流を奨励する目的で寄せられた寄付金（以下、冠賞資金という）を基にして、寄付者の意向及び理事会の承認を得て創設された国際交流奨励賞について定める。

(賞の名称及び分野の指定)

第 2 条 100万円以上の寄付を行ったものは、寄付者自身又は寄付者希望の名前を賞に冠することができる。（以下、個人冠賞という）
2 寄付者の希望及び理事会の承認により、研究分野の範囲を指定することができる。

(表彰の計画)

第 3 条 運営委員会は、理事会で冠賞の創設が承認された年度に、その表彰の計画を立案する。

(寄付金の管理)

第 4 条 寄付金（以下、冠賞資金という）の管理は、運営委員会が寄付者個人ごとに管理し、その収支は、協会決算時に理事会に報告し承認を得なければならない。
2 一つの冠賞は、その冠賞資金を使い切った時点で終了する。

(賞の内容)

第 5 条 受賞者には賞状及び副賞として賞金を授与する。

(冠賞の種類、内容及び細目)

第 6 条 冠賞の種類、内容及び細目は別表 1 に示す。

(選考)

第 7 条 受賞者の選考は、運営委員会内に別途設置した選考委員会で行い、理事会の承認を得て受賞者を決定する。

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

2009年9月25日全面改訂理事会承認

2013年11月28日別表「個人冠賞副賞の使途」改訂理事会承認

2017年11月28日 前回改訂時の注記削除

2018年11月29日 「倉田学生賞」新設のため別表1を改訂

別表. 1 国際交流奨励賞細目

	21世紀記念個人冠賞 倉田元治賞	21世紀記念個人冠賞 井関孝善賞	倉田元治学生賞
表彰の目的	若手研究員の国際交流の奨励		大学院生の国際交流の奨励
受賞者資格	セラミックスの科学・技術に関し、学術上又は工業技術上優秀な業績を残したもので、 1. 満年齢39歳(受賞年4月1日基準)以下のもの 2. 原則として本会会員		ガラスの科学・技術に関して、優秀な業績を修めたもので、 1. 日本の大学の大学院に在籍しているもの 2. 原則として本会会員 3. 満年齢39歳(受賞年4月1日基準)以下のもの
推薦者資格	1. 協会特別会員及び個人会員とし、推薦しうる数は1会員1名とする。 2. 自薦の場合は業績について意見を求めることができる個人会員を明記する。		協会個人会員として、推薦しうる数は、1会員1名とする。
推薦の方法	1. 協会ホームページ及び協会誌「セラミックス」に推薦募集要項を会告として告知する。 2. 推薦者は、推薦理由概要、過去の研究業績、論文リスト及び被推薦者の略歴等からなる所定の推薦書を協会事務局に提出する。 3. 推薦書には被推薦者の渡航目的の学会等における発表内容概要を付するものとする。		1. 協会ホームページ及び協会誌「セラミックス」に推薦募集要項を会告として告知する。 2. 推薦者は、推薦理由概要及び被推薦者の略歴、研究業績、業績リストからなる所定の推薦書を協会事務局に提出する。 3. 被推薦者の英語能力を示す書類(TOEFL、TOEICなどのスコアシートのコピー)を付する。
表彰件数	1. 原則として各賞毎に1件/年以上とするが、国際会議の開催状況を勘案し、毎年運営委員会で決定する。 2. セラミックス全般に関わる研究者を対象とし、 原則として少なくとも内1件はガラスの基礎及び応用 関わる研究者とする。	2. エンジニアリングセラミックスの基礎及び応用 に関わる研究者とする。	原則として最大2件/年とする。
賞の内容	賞状及び副賞賞金とし、副賞の金額については都度、運営委員会で定める。		賞状及び副賞賞金。副賞の金額は、15万円とする。
副賞の使途	1. 海外在住の受賞者は、日本セラミックス協会が主催する研究発表会や国際会議に出席するための渡航費用補助として使用する。 2. 日本在住の受賞者は、セラミックスの科学・技術分野における世界各国と日本の交流促進に関する費用として使用する。		ICG Summer Schoolの渡航費の補助として使用する。
選考委員会	国際交流奨励賞選考委員会が各賞ごとに選考を行い、その結果を理事会に諮り、理事会承認をもって受賞者を決定する。 1. 国際交流奨励賞選考委員会は委員長1名、委員8名で構成し、委員長は運営委員会委員長がこれにあたる。 2. 委員長及び委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。 3. 選考委員会は委員の過半数の出席(委任状による出席は認めない)をもって成立する。 4. 選考の方法は別に定める内規によるものとする。		倉田元治学生賞選考委員会が選考を行い、受賞者を国際交流奨励賞選考委員会に答申する。 国際交流奨励賞選考委員会はその答申をもって理事会に諮り、理事会承認をもって受賞者を決定する。 1. 倉田元治学生賞選考委員会は、ガラス部会会長、副会長、ガラス及びフォトニクス討論会担当者の3名と、ガラス部会長から委嘱された若干名で構成し、委員長はガラス部会長がこれにあたる。 2. 委員長及び委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。 3. 倉田元治学生賞選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。 4. 選考の方法は別に定める内規によるものとする。